

お荷物(別送品)は日本で税関検査を受けます。

税関への輸入通関の申告は私どもで代行いたしますので、以下の通りご準備をお願いします。

携帯品・別送品 申告書

※手続きをわすれると、お荷物の通関が遅くなる可能性があり、免税枠もなくなります。

税関申告ゲートやビジットジャパン ウェブサービスのご利用について

上記をご利用の場合、別送品申告書2枚の記入は不要、QR読み取りによる電子申告となります。右記手順2と合わせてご確認ください。

～ 利用時のポイント ～

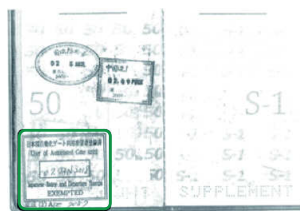
- ★事前にお客様ご自身にて、電子申告ゲートはアプリダウンロード、ビジットジャパンウェブサービスはアカウントを作成いただく。
⇒電子申告ゲートアプリでは、各項目を登録し、QRを作成する。
- ⇒ビジットジャパンウェブサービスでは、必ず別送品申告の項目で「別送品あり」を選択、各項目を登録し、QRを作成する。
- ★到着空港にてQRを読み取り後、「別送品あり」と申告した場合は、税関職員のいる検査台へ行くよう案内されるので、指示に従ってください。
- ★税関職員にて、印刷された別送品申告書(税関押印)が交付される。
- ★交付された別送品申告書を手順3の通り、空港内カウンターへご提出いただく。

ファストラック(入国者健康居所 確認アプリ: My SOS)について

日本入国時、空港検疫で実施している手続きの一部を、入国者健康居所確認アプリ(My SOS)を通じて、WEB上で日本入国前に済ませることができる「ファストラック」が実施されています。

お客様ご自身にてアプリをダウンロードいただき、各項目の登録(質問票と誓約書の記入、ワクチン接種証明書や検査証明書の添付等)を行ってください。

搭乗便到着予定日時の6時間前までにアプリ上での事前登録が完了している必要があり、お客様申請後に審査があるため、余裕をもって対応いただくことをおすすめいたします。



※日本国自動化ゲート利用希望者
登録済スタンプ

手順1 機内にて作成する

飛行機が日本に到着する前に、「携帯品・別送品申告書」が配られますので、2枚受け取り、両方に同じ内容で記入してください。16ページの記入例と作成上の注意を参照してください。

- ◆すでに私どもからお届けした申告書をお持ちの方は、記入しておいてください。
- ◆機内で入手できなかった場合でも、到着空港の税関検査場で入手し、手荷物検査を受ける前に作成してください。

手順2 到着空港で申告する *必ず別送品申告を行ってください

日本に到着すると、入国審査を受けます。この時に入国審査官よりパスポートに「入国印」を押印いただきます。

現在、日本国籍者は顔認証ゲートへ誘導される傾向にありますが、顔認証ゲートの手続きでは入国印は押印されません。顔認証ゲート通過後、最寄りの職員へ「入国印を押印してほしい」旨をお申し出いただくか、入国印を押印してくれるカウンターがありますので、そちらで入国印をいただきます。または予め有人窓口のご利用をお願いいたします。

入国審査後、手荷物などの検査を受けることになります。この時に「別送品・携帯品申告書」2枚を税関職員に提出してください。税関職員が確認後、1枚は税関が保有し、1枚はお客様へ返却されますので、税関のスタンプ(税関押印)があることを確認の上、受け取ってください。返却された別送品申告書は手順3で必要となります。ご自宅には持ち帰らずに、必ず空港カウンターへ提出をしてください。

- ◆到着出口を出てしまった後に、別送品申告書にスタンプがないことに気が付いた場合や別送品申告書を1枚しか記入せず、別送品申告書が返却された場合には、すぐに空港職員に相談してください。
- ◆入国審査において、自動化ゲートをご利用されますとパスポート上に入国印が押印されません。引越荷物の輸入通関を行う際に、パスポート上の「入国印」コピーが必要となるため、有人窓口にて別送品があるため、入国印を押印してほしい旨をお伝えください。万一、入国印を取得できなかった場合はパスポート上の「日本国自動化ゲート利用希望者登録済」のスタンプコピーをご提出いただけます。

手順3 税関職員から手順2で受け取った1枚を到着ロビーで預ける

*必ず「携帯品・別送品申告書等受付カウンター」で手続きを行ってください。
(カウンターの場所は17・18ページを参照してください。)

私どもでは、迅速に荷物の通関準備をさせていただくために、成田、羽田、関西、中部、福岡の各国際空港で、「携帯品・別送品申告書」とパスポートコピーをお預かりするサービスを行っております。各空港の「携帯品・別送品申告書等受付カウンター」にお立ち寄りください。このカウンターで「日本通運(株)宛 通関委任状・配達依頼書」にご記入いただけます。

- ◆「日本通運(株)宛 通関委任状・配達依頼書」をお持ちの場合は、そのまま受付カウンターに提出してください。
- ◆滞在地でパスポートを更新している場合には、古いパスポートも必要です。(日本を出国した日のスタンプのページをコピーします)。ない場合には、出国した年月日を口頭で伝えてください。
- ◆パスポートの顔写真、日本側出入国印、滞在ビザのページコピーを取り、その場でお返しします。
- ◆ビザ、滞在許可書等を別でお持ちの場合はコピーを取りその場でお返しします。出国までに滞在先でVISA等を返納される場合は事前にコピーを取っておいてください。
- ◆海外滞在が1年以上のお客様につきましては、1年以上の滞在が証明できるビザ、居留証をご提出いただければ通関対応がスムーズになります。
- ◆お客様の個人情報のお取り扱いにつきましては23ページの「個人情報の取り扱いについて」をお読みください。
- ◆万が一、カウンターでのお預けが出来なかった場合は、後日必要書類を送付していただくこととなりますので当社担当店所へご連絡ください。

日本帰国時の別送品申告の手続き

同伴家族がいる場合には、代表者をご記入ください。

入国(帰国)時に、家族が同時に税関検査を受ける場合には、代表者が申告書を記入し「同伴家族」欄に代表者本人を除く**同伴家族の人数**を記入してください。

こちらに記載された方に対し、免税範囲、数量制限が適用されます。ご家族でご帰国日が異なる場合は、別途ご相談ください。

こちらに記載された方に対し、免税範囲、数量制限が適用されます。ご家族でご帰国日が異なる場合は、別途ご相談ください。

現住所（日本での滞在先）が未定の場合は、ご実家など連絡の取れる住所をご記入してください。

【携帯品の申告欄】
「酒類」・「たばこ」・「香水」・「その他の物品」については**携帯品として持ち込んだ場合のみ**、その本数、数量、品名などを記入してください。別送品（引越荷物）で発送される場合は、お酒等があっても記入は不要です。

「酒類」・「たばこ」・「香水」・「その他の物品」については**携帯品として持ち込んだ場合のみ**、その本数、数量、品名などを記入してください。別送品（引越荷物）で発送される場合は、お酒等があっても記入は不要です。



(A面)

日本国税関
税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名	ZZ001	出 発 地	ニューヨーク
入 国 日	2 0 , 2 0 年 1 月 2 0 日		
氏 名	フリガナ ニッポン タロウ 日本 太郎		
現 住 所 (日本での)	東京都千代田区神田和泉町X番地		
滞 在 先)電 話	0 3 (XXXX) XXXX		
職 業	会社員		
生 年 月 日	1 9 X X 年 X X 月 X X 日		
パスポート番号 旅券番号	A B 1 2 3 4 5 6 7 8		
同伴家族	20歳以上 1 名 6歳以上20歳未満 0 名 6歳未満 1 名		

※ 以下の質問について、該当する口に「✓」でチェックしてください。

- 下記に掲げるものを持っていますか？

はい	いいえ
① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが禁止されているもの(Ｂ面1.を参照)	☐ ☒
② 肉製品、野菜、果物、動植物等の日本への持込みが制限されているもの(Ｂ面2.を参照)	☐ ☒
③ 金地金又は金製品	☐ ☒
④ 免税範囲(Ｂ面3.を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など	☐ ☒
⑤ 商業貨物・商品サンプル	☐ ☒
⑥ 他人から預かったもの(スーツケースなど運搬用具や理由を明らかにされず渡されたものを含む)	☐ ☒

※上記のいずれかで「はい」を選択した方は、Ｂ面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。
- 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか？

はい	いいえ
☐ ☒	

※「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。
- 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか？

はい (50 個)	いいえ
☒	☐

※「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをＢ面に記入したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限り。)確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》

海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したものの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されることがあります。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署 名 日本 太郎

(B面)

※ 入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。(A面の1.及び3.ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。)

(注)「その他の品名」欄は、申告を行う入国者本人(同乗家族を含む)の個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。また、別送品も記入不要です。

酒	類	3	本	*税関記入欄
たばこ	紙 巻	200	本	
	加熱式		箱	
	葉 巻		箱	
	その他		グラム	
香	水		オンス	
その他の品名	数 量	価 格		
*税関記入欄				円

1. 日本への持込みが禁止されている主なもの

① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など

② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品

③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など

④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など

⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど

⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

2. 日本への持込みが制限されている主なもの

① 銃銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類

② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ・ヘビ・リザード・象牙・じゃ香・ホクノなど)

③ 事前に検査確認が必要な生きた動植物、肉製品(サセージ・ジャーニを含む。)、野菜、果物、米など

* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

3. 免税範囲(一人あたり。乗組員を除く。)

・酒類3本(760mlを1本と換算する。)

・紙巻たばこ200本(外国製、日本製の区分なし。)(2021年9月30日までは400本)

* 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。

・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物(入国者の個人的使用に供するものに限る。)

* 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。

* 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。

* 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

携帯品・別送品申告書の記載に御協力頂きありがとうございます。 日本に入国(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。引き続き税関検査への御協力をよろしくお願いいたします。

船便・航空便・郵便などで数回に分けて送った場合には合計個数を記入してください。申告個数が実際の個数を下回ると税関から指摘を受け、別途書類の提出が必要になるため、必ず合計個数を下回ることがないように記載下さい。車やバイクを送っている方は忘れずに加算してください。

税関で確認が必要な事項ですので、ご記入ください。

10ページの「免税範囲」を参照してください。

日本への持込みが禁止または制限されているものが記載されていますので、よくお読みください。